

【国立研究開発法人国立成育医療研究センター】令和2年度における公益法人等への会費支出の状況

	交付先法人名称	名目・趣旨	交付額 (単位：円)	支出先法人が 定める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位：円)	交付日等 (支出決定日)	支払の理由等	公益法人の場合	
							公益法 人区分	国所管、 都道府県 所管区分
1	日本臓器移植ネットワー ク	入会金 (心臓10万円)、 諸会費 (1臓器×20万円)	900,000	100,000/入会金 200,000/1臓器	2020/04/08	移植施設である当センターが脳死者からの臓器提供 (腎臓、小腸、肝臓、心臓) を受けるために不可欠である。	公社	国
2	日本母乳バンク協会	年会費	150,000	正会員 (B 会員) 150,000円	2020/05/29	治療上母乳を使用する際、同協会から母乳の提供を受ける為に不可欠な会費である。	/	/
3	日本小児総合医療施設協 議会	年会費	300,000	正会員 (1施設) 300,000 円	2020/10/22	他会員との施設情報の共有、小児医療施設間の連携のために必要である。	/	/
4	日本中毒情報センター	賛助会費	100,000	団体会員：年額10万円 (企業・医療機関・行政 等)	2021/02/12	治療上、速やかに中毒情報の提供を受ける為に不可欠な会費である。	公財	国
5	National Clinical Database	施設会費	150,000	前々年度の年間登録症 例数1,000例以上 ~ 150,000円	2021/03/01	同法人から提供される各種情報は、治療及び病院運営上必要不可欠である。	/	/